

【第5弾】大船渡市プレミアム付商品券に関する「質問と回答」

1 商品券の発行目的

Q：プレミアム付商品券を発行する目的は何ですか。

A：物価高騰等による市内事業者や市民生活への影響を緩和し、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るために実施します。日常のお買物に使ったり、日常のお買い物にプレミアム分をプラスしたり、新しいお店探しや自分や家族へのご褒美など様々な目的にご利用いただき、商品券を通じて多くの方に地元で頑張る事業者を応援していただければと考えております。

2 購入対象者に関すること

Q：商品券は誰が購入できますか。

A：令和8年2月20日（金）時点で大船渡市にお住まいの方が購入できます。
なお、購入する際には、市広報2月号に掲載の購入整理券が必要です。

Q：外国人ですが、対象になりますか。

A：市内にお住まいであれば対象となります。

Q：令和8年2月21日（土）に大船渡市に転入しましたが、購入の対象になりますか。

A：令和8年2月20日（金）時点で大船渡市にお住まいの方が対象になりますので購入の対象になりません。

3 購入整理券に関すること

Q：市広報（2月号）が届きませんでした。どうしたら良いですか。

A：普段から広報が届かない方については、市商工企業課にお問い合わせください。

27-3111 内線 109 平日：8：30～17：15

普段は届いていて、2月号が届かなかった方については、市総務課行政文書係にお問い合わせください。

27-3111 内線 235 平日：8：30～17：15

Q：購入整理券を紛失してしまいました。どうしたら良いですか。

A：市商工企業課にお問い合わせください。

27-3111 内線 109 平日：8：30～17：15

Q：購入整理券に使用期限はありますか。

A：商品券の当初販売期間（令和8年2月27日～3月23日）を過ぎると使用できなくなります。追加販売の購入希望も兼ねていますのでご注意ください。

4 商品券の購入に関すること

Q：購入整理券があれば必ず購入できますか。

A：先着順ではありませんので、販売期間中であれば、必ず購入できます。

Q：世帯主でなければ購入できませんか。

A：購入整理券を持参すれば、ご家族の方でも購入できます。

Q：高齢者世帯で販売場所まで行けません。どうしたら良いですか。

A：購入整理券をご持参いただければ、ご家族以外の方でも購入できますので、代理人に購入を依頼する場合には、お手元の購入整理券を代理人にお渡しください。委任状は不要です。

ただし、購入整理券に記入できる氏名は、世帯主とそのご家族のみで、代理人など、ご家族以外の方の氏名を記入することはできません。

Q：商品券は何セットまで購入できますか。

A：当初販売では1人当たり2セットとしており、世帯人数×2セットが購入上限となります。世帯分をまとめて購入してください。

Q：購入上限（世帯人数分）まで必ず購入しなければならないですか。

A：必ず世帯人数分購入しなければならないというものではありません。購入上限の範囲内で、ご都合に合わせて購入してください。

Q：クレジットカードや電子決済等で購入できますか。

A：購入は現金のみでの対応となります。

5 商品券に関すること

Q：商品券はどこで使えますか。

A：取扱加盟店として登録した店舗で使用できます。取扱加盟店にはステッカーを掲示しています。詳しくは、大船渡商工会議所のホームページに最新の取扱加盟店を掲載していますので、そちらでご確認ください。

Q：小規模店舗とはどのような店舗ですか。

A：中小企業者のうち、店舗面積が500㎡を超える小売店を除いた店舗としております。

Q：共通券が利用できる店舗はどのような店舗ですか。

A：小規模店舗を含む全加盟店（例：スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターなど）で使用できます。

Q：商品券は一度に何枚まで使えますか。

A：使用枚数の制限はありません。

Q：商品券を使用してポイントはつきますか。

A：店舗やポイントカードの種類によって対応が異なります。詳細は各店舗でご確認ください。

Q：商品券で買い物をしておつりは出ますか。

A：商品券の額面金額 500 円に対し、500 円未満の商品等を購入してもおつりは出ません。

Q：使用期限までに使用できなかった商品券を払い戻しすることはできますか。

A：商品券の使用期限を過ぎてしまうと商品券を使うことができなくなります。また、払い戻しすることもできません。令和8年8月30日（日）までに使用してください。

Q：商品券を紛失しました。どうすれば良いですか。

A：商品券の紛失や盗難には対応できません。

Q：たばこの購入に使用できますか。

A：たばこの購入には使用できません（たばこ事業法において小売定価以外による販売が禁止されています）。

Q：商品券が売れ残った場合、追加販売を行いますか。

A：当初販売で商品券に販売残が生じた場合は、当初販売で購入した方を対象に追加販売を行う場合があります。当初販売で商品券を購入していない方は、追加販売で商品券を購入できませんので、ご注意ください。

追加販売の購入方法などについては、市広報2月号をご覧ください。